

幸手市告示第 6 2 号

農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 4 4 年法律第 5 8 号)第 1 2 条第 1 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び当該意見書の処理結果と併せて公告する。

なお、同条第 2 項の規定により、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

幸手市長 木 村 純 夫



1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

幸手市役所 建設経済部 農業振興課  
幸手市東 4 丁目 6 番 8 号

2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和 6 年 3 月 2 5 日以後、常時備え置いてあります。

3 意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

該当なし